# 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促進区域)の設定に関する三重県基準について

## 1. 三重県基準の構成

三重県が定める促進区域の設定に関する基準(三重県基準)は、環境省令に従い、促進区域に含めることが適切でないと都道府県が判断する区域(除外すべき区域)及び促進区域の設定に当たって考慮することとする環境配慮事項等(市町が考慮すべき区域・事項等)を定めます。三重県基準においては、「除外すべき区域」を「1号基準」、「市町が考慮すべき区域・事項等」を「2号基準」として示します。

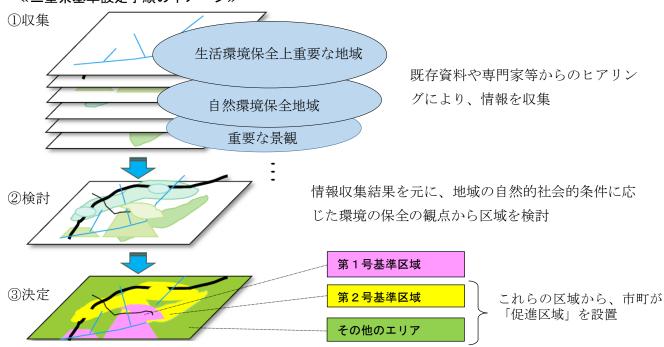


※促進区域の設定:適正な環境配慮の確保と地域の合意形成が得られた中で、地域住民・事業者が、積極的に事業に関与し、連携して再エネ導入を促進することを目的として市町が設定。

#### 2. 三重県基準の検討手順

三重県基準は、環境省令で定められた検討手順に従って、国等が有する文献その他の資料を収集する方法や専門家等から科学的知見を聴取する方法により情報収集を行い、その結果を元に地域の実情に応じた、環境の保全の観点から区域等の検討を行うこととしました。

# ≪三重県基準設定手順のイメージ≫



# 3. 県基準の検討の経緯等

県基準の対象事業や環境配慮事項ごとの情報収集方法、収集結果について、市町や専門家、県 関係部局から意見を聴取したうえで検討しました。

### (1) 県基準の対象事業

今回の総合計画においては、下記の状況を考慮し、**太陽光発電事業について、県基準を定める**こととしました。

#### ①市町の意向

県内市町に促進区域の設定の意向について照会した結果、具体的に検討を進めている市町はなし。

# ②県基準設定の考え方

### <現状>

県内では大規模な太陽光発電事業等の増加に伴い、適地が減少する中で開発が進むことによって、地域住民から環境への影響などへの懸念が高まっている。このような中、脱炭素社会づくりに向けて、市町は住民の合意が得られた再エネ事業の導入を促進する必要がある。

### <考え方>

太陽光発電事業については、新たな山林等の開発を伴わず、利用されていない土地や建物の屋根を有効活用し、導入を進めることが可能。

このことから、市町がこうした土地等を活用し、環境に配慮しながら地域の合意形成を図ったうえで、太陽光発電施設の導入を誘導し、地域の脱炭素化を促進することが可能であると考えられる。

このため、太陽光発電事業については県基準を示し、市町の促進区域の設定を促す。

### (2)情報収集

環境省令に定められた情報や、その他県が必要と判断する情報を収集しました。

また、環境省が作成した『地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック』を参考に、環境アセスメントデータベース(EADAS)からの情報収集を基本としました。

### (3) 地域の特筆すべき事情

県独自の条例を制定している等、検討にあたって特筆すべき事情がある場合は、考慮しました。

# (4) 収集した情報に基づく区域の考え方

1号基準の対象区域は、法、条例等に基づく許可や届出なしでは原則その事業を実施できない地域を基本として設定しました。

2 号基準の対象区域は、居住地や学校、病院、あるいは希少な動植物の生息地域等、一定の配慮が必要な地域とし、必要な環境配慮事項を定めることとしました。

なお、環境配慮事項は、既存の指針やガイドライン等を参考として定めました。